

# 事業所得の捕捉率を推計する

## —給与所得と事業所得の間の捕捉率格差は残存—

調査部 研究員 立岡 健二郎

### 目 次

1. はじめに
2. 先行研究の概要および問題点
  - (1) 先行研究の概要
  - (2) 実際の課税対象所得（分子）における問題点
  - (3) 真の営業所得の問題点
3. 事業所得の捕捉率に関する推計
  - (1) 事業所得の捕捉率の推計
  - (2) 脱漏所得の推計
  - (3) 考察と留意点
4. おわりに

## 要 約

1. 所得は税や社会保険料の負担能力を測る最も一般的な基準である。このため、正確な把握が欠かせない。もっとも、現状、所得がどれだけ正確に把握できているのかはそれほど自明ではない。給与所得、営業所得、農業所得といった所得の種類ごとの捕捉率格差を示した研究もあるが、それらの多くが20年以上前のものであるほか、その推計方法にはすでに指摘されているものも含め問題点がある。そこで本稿では過去の推計における問題点を整理し、それらを踏まえ、直近のデータを用い、とりわけ捕捉に疑義が呈されている事業所得（営業所得と農業所得の合計）について改めて推計を行う。
2. 所得捕捉率を定量的に分析した研究としては、石 [1981]、林 [1995]、小西 [1997]、大田ほか [2003]、荒井 [2007] などがある。捕捉率は、税務当局が捕捉している「実際の課税対象所得」を分子、真の所得から課税最低限以下の所得を控除した「真の課税対象所得」を分母として計算し、営業所得の場合、分子に国税統計の所得、分母の真の所得にSNAの混合所得を用いることが多い。
3. もっとも、こうした分子と分母のいずれにも問題点を指摘できる。まず、申告して税金の還付を受けた人の所得が分子に含まれていない。わが国の納税制度上、一定以上の所得がある事業所得者は、あらかじめ概算で税金を納めておき（予定納税制度）、確定申告時に差額を調整する。確定申告時に不足分を追加して納税する人（申告納税者）もいれば、予定納税で払い過ぎた税金の還付を受ける人もいる（還付申告者）。先行研究では、分子のなかに還付申告者の所得が一切含まれていない。  
次いで、分母については、真の事業所得とみなされてきたSNAの混合所得の正確性に疑問符がつく。SNAの混合所得はGDPから雇用者報酬などを控除した残差として推計されているが、まさにその雇用者報酬に大幅な過少推計の疑いがあるなどの問題がある。2014年でみると、国税庁が集計した給与支払額が263兆円であるのに対し、ほぼ同定義のSNAの雇用者報酬は211兆円でしかない。捕捉率の推計にSNAはもはや使いにくくなっている。
4. そこで、以上の問題点の改善を図りながら、改めて事業所得の捕捉率を推計した。分子には、国税統計に加え、地方税の統計を用いることで求めた還付申告者の課税対象所得を含めた。分母には、加工統計であるSNAの混合所得を用いるのではなく、より直截的に全国消費実態調査の事業収入（1世帯当たり）に世帯数を掛け合わせるという方法を採用した。結果は、「実際の課税対象所得」が約8.8兆円、「真の課税対象所得」が約12.5兆円となり、捕捉率は約69%となった。
5. 加えて、全国消費実態調査から漏れている所得についても推計を試みた。全国消費実態調査の調査票にも事業所得者の所得が過少に記入されている可能性があるためである。こうした研究は、諸外国では複数例を見出すことができるものの、わが国では見当たらない。結果は、調査票には年間収入が約14%過少に記入しており、前掲の事業所得の捕捉率約69%は過大推計になっている可能性がある。
6. 本稿の約69%という事業所得の捕捉率は先行研究と比べ大きく異なる水準ではないが、真の所得に用いた統計データからも漏れている所得があることを考慮すると、実際には先行研究より低めの数字

---

になる可能性もある。これらは、わが国において給与所得と事業所得との間の課税上の公平性が依然として損なわれていることを強く示唆するものである。

7. 所得捕捉率の格差は、それ自体、いかなる理由があっても正当化は難しい。より公平な社会を築くことは国民の社会や他者に対する信頼感を高めるという貨幣では計りきれない価値がある。政府には、(1) 所得捕捉率の実態を自ら調査・公表する、(2) 所得の正確な捕捉を追求するとともに、個人保有の資産を把握できる環境を整備する、(3) 税務行政の強化・見直しを図る、といった取り組みが求められよう。

## 1. はじめに

所得は租税や社会保障分野における個人や世帯の負担能力を測るうえで最も一般的な基準である。租税の分野では個人所得税、住民税（所得割）、個人事業税で所得が課税ベースとなっており、社会保障の分野では、定額の国民年金保険料や国民健康保険料の資産割など一部を除き、社会保険料は専ら所得に応じて賦課されている。認可保育所の利用料なども基本的に世帯の住民税（所得割）の合計金額によって異なる。さらにいえば、所得は給付の要件としても用いられることがあり、例えば、2014年4月の消費税率引き上げ時、家計負担増の緩和措置として講じられた臨時の給付措置では、低所得であることが給付の要件とされた。

今後も社会保障費の一段の増加が避けられないなかで、能力に応じた負担を求めると同時に対象者を絞った給付を行うという負担や給付の基本的方向性は大きく変わることはないと考えられる。近年では、消費税率が8%まで引き上げられたことに伴い、消費課税の税収に占めるウエートが高まっているほか、高齢化が加速するなかで資産課税に対し注目も集まっているが、所得が引き続き租税や社会保障分野における基準や給付要件となることは間違いない。公平性の確保という観点から所得を正確に把握することが引き続き求められることになる。

しかしながら、現状、所得がどれほど正確に把握できているのかについてはそれほど自明とはいえない。わが国ではかねてより稼得する所得の種類によって税務当局で捕捉されている割合に差があることが指摘されてきた。いわゆる「クロヨン」問題である。「クロヨン」問題とは、最近では耳にする機会は少なくなったものの、給与所得（者）、営業所得（者）、農業所得（者）それぞれの捕捉率が国民の肌感覚として9割、6割、4割であるとされているもので、「トーゴーサン（10割、5割、3割）」などとも言われていた。こうしたクロヨン問題は、石 [1981] を皮切りとする一連の研究によっておおむね裏付けられたと理解されている。

もっとも、こうした研究が盛んに行われたのは20年以上前のことであり、21世紀に入って以降はあまり見当たらない。さらに、石 [1981] に続く研究のなかには、後述するように営業所得などの捕捉率が改善傾向にあることを示すものもあるが、その推計方法に関しては、すでに西沢 [2005] や荒井 [2006, 2007] によって疑義が呈されているほか、本稿で指摘するように、ほぼ共通に当てはまる問題点も存在する。現状の捕捉率を改めて確認することは重要な意義があろう。

そこで本稿では、直近のデータを用い、事業所得について捕捉率を推計する。事業所得とは営業所得と農業所得を合算したものである。今回、事業所得のみを推計するのは、大田ほか [2003] で述べられているように、「クロヨン問題の本質が、源泉徴収と給与所得控除によって捕捉が完全になされる給与所得と、所得の自主申告と実額控除をとる事業所得の相違」にあることを踏まえると、営業所得と農業所得とを分ける必要性は必ずしも高くないと考えられるからである。なお、事業所得に占める農業所得の割合は13%程度（2014年）に過ぎないことから、事業所得の大部分は営業所得といえる。

本稿の構成は次の通りである。続く第2章では、所得捕捉率に関する先行研究の推計内容・手法などを整理したうえで、営業所得の捕捉率推計に関して問題があることを指摘する。捕捉率の計算式における「分子」に、本来含むべき事業所得がカウントされていないこと、「真の事業所得」とみなされてきた統計データの正確性に疑義があることを取り上げる。第3章では、そうした問題点を踏まえ、事業所

得の捕捉率を推計する。さらに統計から漏れている所得がどの程度あるのかを推計し、それらを受けて考察を加える。最後に、今後に向けた提言を行う。

## 2. 先行研究の概要および問題点

### (1) 先行研究の概要

はじめに、所得捕捉率の定量的把握に取り組んだ先行研究について、その推計手法を中心にみていこう。図表1は、その推計の対象・手法・結果などをまとめたものである。

こうした研究の先駆けとなったのが石弘光の1981年の論文である。それ以降、奥野ほか [1990]、林 [1995]、小西 [1997]、大田ほか [2003]、荒井 [2007] でも類似の推計が行われている（注1）。これらは給与所得（者）、営業所得（者）、農業所得（者）ごとに捕捉率を算出している。

それぞれの推計は、対象が給与所得、営業所得、農業所得といった所得種類ごとの捕捉率なのか、給与所得者、営業所得者、農業所得者といった稼得主体ごとの捕捉率なのかという違いがある。所得と所得の稼得者を峻別することは重要である。なぜなら、現在では就労形態の多様化や所得源泉の多様化が進み、例えば、農業所得者に分類されるとしても給与所得や不動産所得など農業所得以外の所得を有する人が少なくないためである。どちらの捕捉率を推計するかによって結果も変わってくる。本稿では事業所得を分析の対象とする。

（図表1）所得捕捉率に関する先行研究

推計者	対 象	結 果					手 法
石弘光[1982]	給与所得 事業所得（*） 農業所得 *分母に一部不動産所得、分子に不動産所得者の所得を含む	98.2 65.3 28.3 (71年)	98.6 54.2 25.9 (74年)	91.3 71.0 20.9 (77年)	基本的には、『国民経済計算（SNA）』の所得を分母、税務統計の所得を分子とし、SNAの所得概念に合わせる形で分子に調整を施し、捕捉率を推計。		
奥野・小西・竹内・照山・吉川 [1991]	自営業所得者 農業所得者	64.4～77.0 46.9～57.2  (85年) *3ケースに分けて試算された結果の上下限					分母に関しては、まず、『国民生活基礎調査』をもとに主たる所得種類別の世帯所得階層分布を作成し、それを税務統計上の各種所得稼得者の分布に一对一に対応させることによって税務統計上の所得階層ごとに「真の世帯所得」を求める。次に、「真の世帯所得」に占める世帯主の所得シェアを算出し、それをもとに「真の所得」を算出。分子は税務統計の所得。
林宏昭[1996]	給与所得 事業所得（*） 農業所得 *分子に不動産所得者の所得を含む	101.3 52.5 13.3 (79年)	99.4 58.6 14.3 (82年)	101.4 61.7 20.7 (87年)	分母に関しては、所得種類別に平均所得と人員数を乗じて求めた真の所得（*）から別途推計した課税最低限以下の所得を控除して算出。分子は税務統計の所得。 *事業所得の場合、『就業構造基本調査』の自営業主数に『個人企業経済調査』の営業利益を乗じて算出。		
小西砂千夫 [1997]	給与所得 事業所得（*） 農業所得 *分母に一部不動産所得、分子に不動産所得者の所得を含む	101.7 46.8 24.0 (84年)	石 [1982] と同様に推計。				
大田・坪内・辻 [2003]	給与所得 自営業所得（*） 農業所得 *自営業所得とは事業所得に不動産所得を加えたもの	94.5 69.2 38.8 (77年)	96.4 79.3 54.0 (82年)	100.6 77.6 75.3 (87年)	102.1 81.1 84.1 (92年)	101.8 94.7 81.0 (97年)	石 [1982] の手法をベースに推計。ただし、事業所得に関しては、事業所得単体ではなく、事業所得に不動産所得を加えた自営業所得として推計。
荒井晴仁 [2007]	事業所得 (除く農業)	64.3 (87年)	65.1 (92年)	69.9 (97年)	大田・坪内・辻 [2003] の自営業所得の捕捉率について、不動産所得を分子・分母から除外するなどの修正を加えたうえで推計。		

（資料）各論文、西沢 [2011] をもとに日本総合研究所作成

（注1）括弧内は推計対象年。

（注2）推計対象は、判別しにくいものもあり、厳密なものとはいえない。



推計手法に関しては、いずれの推計も基本的な枠組みは共通している。以下、詳しくみていこう。まず、そもそも捕捉率とは何を指すのだろうか。これは税務当局が課税対象となる所得をどの程度把握しているのかを測るもので、税務当局が捕捉している「実際の課税対象所得」を分子に、「真の課税対象所得」を分母に算出される（注2）。「課税対象所得」とは、課税最低限を上回っており、かつ所得控除などを差し引く前の所得である。また、「真」とは、過少申告や無申告分も含め、本来的に捕捉されるべき、という意味である。

推計にあたっては、関連する統計をもとに分子と分母それぞれの値を求めることになるが、実際には分母の「真の課税対象所得」を直接求めるのは困難なため、はじめに「真の所得」および「課税最低限以下の所得」の二つを別々に推計し、その後、前者から後者を控除して「真の課税対象所得」を求める、という手順が踏まれる。これを計算式で示すと以下の通りになる。

$$\begin{aligned} \text{捕捉率} &= \text{実際の課税対象所得} / \text{真の課税対象所得} \\ &= \text{実際の課税対象所得} / (\text{真の所得} - \text{課税最低限以下の所得}) \end{aligned}$$

これらの三つの要素を推計する方法は、いずれの種類所得を推計するのにかによって必ずしも一様ではない。そこで以下では営業所得について基本的な骨格を説明する。まず、分子の「実際の課税対象所得」には国税統計における営業所得がベースとして用いられる。本稿で国税統計とは、『国税庁統計年報』（以下、『統計年報』）もしくは『申告納税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）』（以下、『標本調査』）を指すこととする。これらのなかの営業所得に調整が施され、「実際の課税対象所得」となる。

次に、分母に関しては、「真の営業所得」が内閣府『国民経済計算（SNA）』の「混合所得」、「課税最低限以下の営業所得」が総務省『就業構造基本調査』における事業主の所得階級別人員数のデータなどをもとに推計されている。SNAの混合所得は、基本的には個人企業（個人事業主）の所得であるがその定義が国税統計における営業所得のそれと厳密には一致していないため、それを擦り合わせるための調整がなされたうえで用いられる。なお、林〔1995〕では、「真の営業所得」の推計にSNAの混合所得を用いていないが、それ以外の二つの所得については基本的に同様の手法を採っている。

推計結果については、そもそも推計の対象（所得か所得の稼得者など）が異なるため、単純には比較できないものの、給与所得の捕捉率はいずれも9割を超える水準になっている一方、営業所得と農業所得ではバラツキが大きく、営業所得のレンジは46.8%（小西推計、84年）～94.7%（大田ほか推計、97年）、農業所得のレンジは13.3%（林推計、79年）～84.1%（大田ほか推計、92年）となっている。いずれの推計でも所得間で捕捉率に格差があるという点では共通しているほか、複数年にわたる推計では、比較的最近に推計された大田ほか〔2003〕や荒井〔2007〕を含め、捕捉率が改善傾向にあることが示唆されているものがほとんどである。

もっとも、これらの営業所得の捕捉率の推計には、すでに指摘されているものも含め、以下のように分子・分母それぞれに問題点が存在する。

## (2) 実際の課税対象所得（分子）における問題点

分子に関しては、これまで見過ごされてきた問題として、確定申告をして税金の還付を受けた人の所得が一切含まれていないということを指摘できる。具体的にどうということか。これを述べるために、まず、給与所得者と事業所得者の間の最大の違い、かつ、クロヨン問題の本質ともいえる所得税の納税の仕組みを説明しておこう。

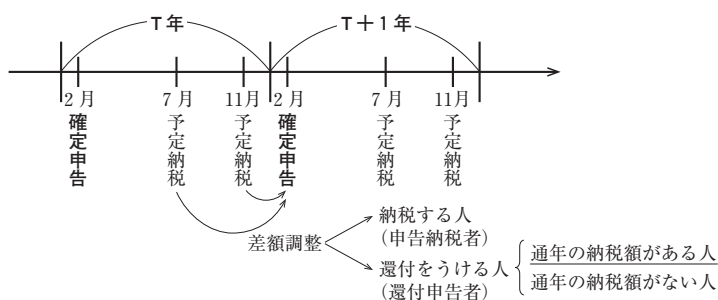
給与所得者と事業所得者の納税の仕組みは、誰が納税するのかという点で大きく異なる。給与所得者の場合、納税は給与を支払う会社（源泉徴収義務者）を通じて行われるのが通常である。毎月の給与・賞与支払等においては、会社が支払額に基づき暫定的に算出し税金を給与・賞与から天引きしたうえで、税務当局に納付する（源泉徴収制度）。そして、年末に年間の支払総額が確定した段階で、会社は税額を改めて計算し、毎月の源泉徴収税額の合計と乖離がある場合にはその差額を調整する（年末調整）。

他方、事業所得者の場合、自らが確定申告することで納税するのが基本である。その際、前年に一定以上の納税額があった事業所得者には予定納税という仕組みが適用される。これは、図表2で示したように、T年のうちに、T+1年の確定申告で納めると想定される税額の3分の2をあらかじめ支払っておき（注3、支払月は7月、11月）、実際にT+1年に入り、T年の所得については税額が確定すると、その後の確定申告であらかじめ支払っておいた税額との差額を調整するというものである。T年のうちに支払った税額が払うべき税額に不足すれば、差額を納税し、多ければ還付を受ける（注4）。

以上が納税の仕組みである。捕捉率の推計上見逃せないのは、石 [1981] などで用いられている国税統計における営業所得や農業所得が、申告納税者、すなわち、予定納税分では払い足りなかった分の税を確定申告時に納めている事業所得者のみの所得であり、還付申告者、すなわち、還付を受けるために申告している事業所得者の分が含まれていないことである（注5）。還付を受けた事業所得者のなかには通年でみれば納税額がある者もあり、本来はそうした人の所得も「実際の課税対象所得」としてカウントしなければならない。そうした還付申告者の所得は、後述するように捕捉率を15%以上引き上げるなど相応の規模がある。

つまり、これまでの研究では捕捉率の計算式における分子が過少に見積もられているのであり、これは捕捉率が実際より低めに推計されることにつながる。

(図表2) 予定納税の仕組み



(資料) 日本総合研究所作成

## (3) 真の営業所得の問題点

次に、分母については、真の営業所得として用いられてきたSNAの混合所得の正確性に疑問符が付く。そもそも、SNAという統計自体、基礎となる統計を幾つも組み合わせて推計されたものであり、必ずしも真の値を表しているわけではない。SNAのデータの正確性は、その推計に用いる統計の精度や推計方法に大きく左右される。とりわけ混合所得に関してはこうした問題がよく当てはまる。

混合所得は、大まかに次の二つのステップを経て推計される。すなわち、(1) わが国全体の付加価値(GDP(生産側))が一つの塊として推計され、そのなかからやはり塊として営業余剰・混合所得の合計値が切り出される、(2) その営業余剰・混合所得がそれぞれに分割される、というステップである。(1)についてより詳しくいえば、GDPの推計値から「雇用者報酬」をはじめとする付加価値の構成項目の推計値を差し引くことで営業余剰・混合所得を求めている(注6)。以上の二つのステップにそれぞれ問題点を指摘できる。

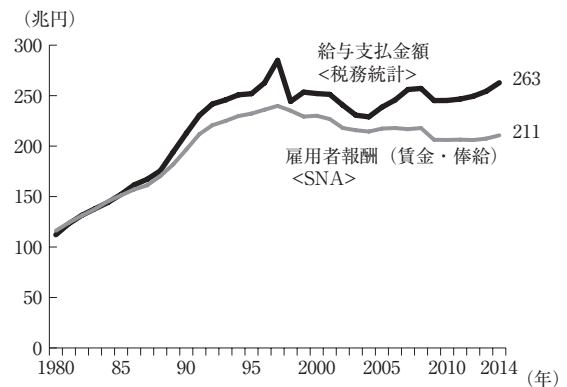
一つ目のステップにおける問題点は、付加価値の主たる構成項目である雇用者報酬(賃金・俸給)が大幅な過少推計となっている可能性が高いことである。これはSNAの雇用者報酬(賃金・俸給)と、給与を支払う会社(源泉徴収義務者)から国税庁が報告を受けた給与支払金額の合計値を比較すると明らかである(図表3)。2014年の実績をみると、国税庁が報告を受け把握した給与支払額が263兆円であるのに対し、SNAの雇用者報酬(賃金・俸給)は211兆円と、52兆円もの乖離が生じている。

この問題は西沢[2005]によって指摘され、荒井[2006]でその乖離の原因が検討されているが、給与支払額と雇用者報酬の定義上の違いだけでは説明しきれず、「国民経済計算における賃金・俸給の推計が、役員給与(役員報酬)を中心に、大幅に過少である可能性があ(る)」と指摘されている(注7)。雇用者報酬(賃金・俸給)が過少推計されているとすれば、大本の「GDP(生産側)」が真値として、「雇用者報酬」などを差し引いた残差として求められる営業余剰・混合所得は過大推計になっていることになる。

二つ目のステップにおける問題点は、営業余剰・混合所得を分割する方法にある。『国民経済計算』の推計手法解説書によると、営業余剰と混合所得との分割は、その合計値を按分するための「計数」を求めることを通じて行っており、関連する統計からいわば営業余剰と混合所得の仮の推計値をそれぞれ求め、それらの数値をもとに営業余剰・混合所得を按分する。混合所得の「計数」に関しては、総務省の『国勢調査』、『労働力調査』から産業別業主数を求め、それに同じく総務省の『個人企業経済調査』における産業別1業種当たり営業利益を乗じて算出している。

もっとも、こうした方法には二つの問題がある。まず、後者の営業利益には、SNAの定義上雇用者報酬に含まれるべき家族従業員の給与が含まれており、これは混合所得の計数に過大バイアスをかけることになる。次に、混合所得には定義上、税務統計における事業所得以外に、不動産所得の一部、すなわち不動産業を営んでいるという意識のない一般の個人が建物の賃貸により得た所得が含まれているが(注8)、『国勢調査』等の個人業主数にはそうした一般の個人はカウントされていない(注9)。これは一つ目の問題とは逆に混合所得の計数に過少バイアスをかけることになる。

(図表3) 雇用者報酬と給与支払額の比較



(資料) 国税庁「統計年報」、内閣府「国民経済計算」  
 (注) 給与支払額については、1987年以前のデータには年金・恩給が含まれているため、それを控除した。また雇用者報酬は、1980~93年が2000年基準、94年以降が2005年基準のデータ。



このように、混合所得の推計方法には問題が多く、捕捉率を求める際の真の所得として、SNAの混合所得はもはや用いにくい。とりわけ、混合所得がGDPと雇用者報酬等の残差として導かれていることを考えると、雇用者報酬（賃金・俸給）の大幅な過少推計が疑われることは致命的といえる。この問題が解消されない限り、別のアプローチが模索されるべきであろう（注10）。

（注1）所得捕捉率の推計とは一線を画するものとして、本間ほか〔1984〕がある。これは雇用者世帯と自営業世帯、農業世帯の間で税負担にどの程度格差があるのかを分析したものである。雇用者世帯の所得金額と税負担額のデータから租税関数を導き出し、それを自営業世帯、農業世帯に当てはめることによって、自営業世帯、農業世帯の税負担率が相対的に低いことを示している。

（注2）捕捉率の考え方にはもう一つある。それは課税最低限以下の所得を含めた所得全体を対象に、どの程度所得が把握できているのかを測るものである。計算式でいえば、以下の通りである。

$$\text{捕捉率} = (\text{課税対象所得} + \text{課税最低限以下の所得}) / \text{真の所得}$$

大田ほか〔2003〕や荒井〔2007〕はこうした考え方である。計算上はこちらの数値の方が高くなるが、これは捕捉率をどのように定義するかの問題であり、どちらが正しいというものでもない。本稿では石〔1981〕に倣い、課税対象となる所得の捕捉率を算出した。

（注3）予定納税が必要な人には、6月中旬に所轄税務署から予定納税額の通知書が送付される。

（注4）こうした納税の仕組みの違いは必要経費の算定方法における違いをもたらしている面がある。

すなわち、本来、経費は、事業所得者のように実額が収入から控除されるべきだが、会社によって申告が代行される給与所得者の場合、給与所得控除という、いわば経費の概算控除が認められている。

（注5）こう断言できるのは、現在でこそ国税庁の『統計年報（申告所得税）』に還付申告者の所得情報が納められているが、石〔1981〕などの先行研究が行われた当時は、そうした情報が納められていなかったからである。これが還付申告者の所得が見落とされた原因の一つであろう。

（注6）「雇用者報酬」以外に控除される項目としては、「固定資本減耗」「生産・輸入品に課される税」「補助金」がある。

（注7）荒井〔2006〕では、乖離の主因として、勤務頻度が低い人や自らの就業上の地位を明確に意識していない人の給与所得、なかでも小規模な法人の役員給与が適切に反映されていない可能性を指摘している。

なお、先行研究の多くでは給与所得の捕捉率の推計に雇用者報酬（賃金・俸給）を利用しているが、足元の給与支払金額と雇用者報酬との乖離を踏まえると、現状、こうした手法で推計した場合、給与所得の捕捉率は過大に示される可能性が高い。

（注8）これが多くの先行研究で捕捉率の分子に不動産所得者の所得が加算されている理由であると考えられる。

（注9）荒井〔2007〕を参照。なお、荒井〔2007〕では、この問題などにより、大田〔2003〕における自営業所得の捕捉率が過大になっていると指摘されている。

（注10）今後、雇用者報酬や混合所得の推計にあたり、税務統計を積極的に活用し推計精度を高めていくことが強く求められる。

### 3. 事業所得の捕捉率に関する推計

本章では、前章で指摘した問題点を踏まえ、第1節で改めて事業所得の捕捉率を推計する。税務当局が捕捉している所得を真の課税対象所得で割るという骨格は石〔1981〕などと同様であるが、それとは異なる本稿の推計の主な特徴は、次の2点である。

- ・ 捕捉率の分子に、還付申告者の課税対象所得を含める。
- ・ 捕捉率の分母における真の所得を、SNAの混合所得に依拠するのではなく、総務省『全国消費実態調査』のデータを用い、より直截的に事業所得のデータに世帯数をかけることで求める。

第2節では、『全国消費実態調査』などの調査における脱漏所得の規模を推計する。脱漏所得とは、税務署への申告のみならず、統計作成のもととなる調査票への記入から洩れている所得である。これら

の推計結果をもとに第3節で考察を加える。

#### (1) 事業所得の捕捉率の推計

石 [1981] などの先行研究と同様、税務当局が捕捉している「実際の課税対象所得」を分子、「真の所得」から「課税最低限以下の所得」を差し引いたものを分母とし、捕捉率を算出する（注11）。したがって、三つの要素を求めるという点では共通だが、本章冒頭で述べたような修正を加える。

以下では、「実際の課税対象所得」、「真の所得」、「課税最低限の所得」の順に推計手順の概要を記したうえで、詳しい推計方法について説明する。

#### 【推計手順の概要】

##### A. 実際の課税対象所得（分子）

- a. 国税統計に加え、地方税の統計を用いて納税義務を有する事業所得者の所得を算出する。
- b. そうして求めた所得に調整を施し、課税対象となる事業所得を求める。
- c. b. で求めた所得は、税額の計算上適用される諸控除等がすでに差し引かれた所得であるため、諸控除等を推計のうえ加算する。

##### B. 真の所得（分母）

家計収支の統計における1世帯当たり「農林漁業以外の事業収入」と「農林漁業収入」の合計値に世帯総数を乗じて事業所得を求める。この事業所得には課税最低限以下の所得も含まれている。

##### C. 課税最低限以下の所得（分母）

- a. 地方税・国税統計を用いて、還付申告者のうち納税義務を有する事業所得者（＝課税最低限を上回る事業所得者）の数を求める。
- b. 国税統計に還付申告者の所得階級別人員数データが記載されているので、a. で求めた還付申告者のうち課税最低限を上回る事業所得者のデータとつぎ合わせることで、課税最低限の水準を設定する。
- c. 自営業主の所得階級別人員数のデータをもとに課税最低限以下の所得を求める。

#### 【詳細な推計手順】

##### A. 実際の課税対象所得（分子）

##### a. 納税義務を有する事業所得者の所得の算出

ここでは納税義務を有する事業所得者の所得（図表4における  $a + b + c + d$ ）を算出する。国税統計では、事業所得者のうち、申告納税者の所得については、(a、b、g、h)のいずれも把握できるが、還付申告者の所得については、(c + e、d + f)など納税義務の有無が区別されずに記載されている。そこで、申告納税者か還付申告者かの区別なく、各所得者のうち納税義務を有する人の所得情報が納められた総務省『市町村税課税状況等の調（2015年、注12）』を併用する。

これをみると、住民税（所得割）の納税義務がある事業所得者（営業所得者および農業所得者）の合

計所得金額がわかる（約8.3兆円）。住民税の課税最低限は所得税の課税最低限より低いので、この金額のなかには、住民税の納税義務のみがあり、所得税の納税義務がない人の所得が含まれている。そこで、次に、同じ統計表に併記されている所得税の納税義務者数などを用いて、所得税の納税義務を有する事業所得者における所得金額（a + b + c + d）を得る（約8.0兆円）。

### b. 課税対象所得の算出

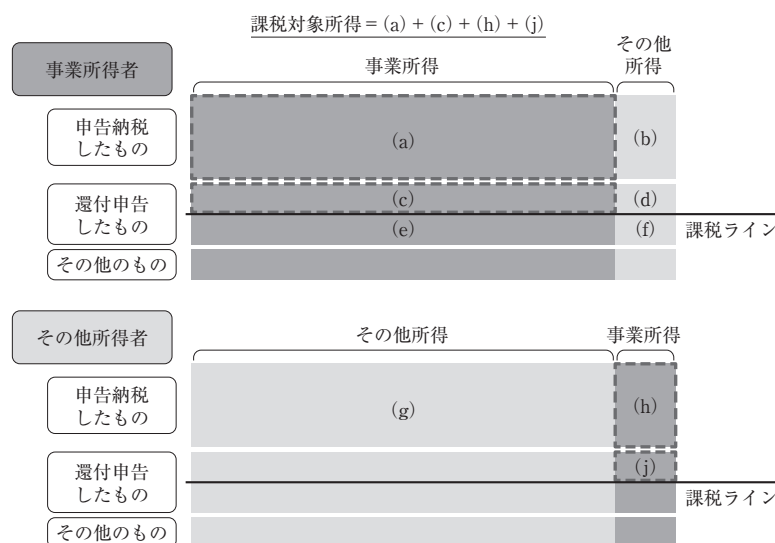
続いて、課税対象所得（a + c + h + j）を求める。①で求めたのは、あくまで事業所得者、すなわち事業所得が主である所得者の所得全体である。事業所得者であっても、給与、年金、不動産所得などその他所得がある場合がある。そのため、事業所得者が有するその他所得（b + d）を控除する必要がある。さらに、その逆のケースとして、その他所得者であっても事業所得を有する場合があり、そうした事業所得（h + j）については加算する必要がある。

国税庁『国税庁統計年報（2014年）』『申告所得税標本調査（2014年）』をもとにこれらの調整を施し（注13）、課税対象所得（a + c + h + j）を求める（約8.5兆円）。

### c. 所得概念の調整

a. b.のプロセスにおいて国税統計、地方税統計から抽出した所得はすべて税務上の所得であり、これは収入から経費を引いた営業純益（=事業所得）から税務上の諸控除等を差し引いた後の金額である。そこで、そうした諸控除等を②で求めた課税対象所得に加算する必要がある。ここでは、統計の制約もあり、そうした諸控除等のうち金額的に最も大きいとみられる青色申告特別控除（注14）のみ加算した（約0.27兆円、注15）。この結果、税務当局に捕捉されている課税対象所得は約8.8兆円となる。

（図表4）課税対象となる事業所得のイメージ



（資料）日本総合研究所作成

（注）「その他のもの」とは、予定納税の対象ではなく、かつ、申告納税額がない人であり、申告義務のない人と考えられる。

## B. 真の所得（分母）

世帯ごとの年間収入や品目別支出などを調査した統計である『全国消費実態調査（2014年）』における「農林漁業以外の事業収入」および「農林漁業収入」のデータを用い、1世帯当たり事業収入（農林漁業収入も含む）と世帯数とを乗じることで真の所得を算出する。この統計を用いる理由は、これらの収入の概念が、「収入」という表現こそ使われているものの、実質的に所得と相違ないとみなすことができ、所得概念の違いを調整するという作業を省けるためである。この結果は約14.5兆円である（注16）。

ただし、上記の計算は、より正確には、三つの世帯類型——二人以上の世帯、高齢者の単身世帯、高齢者以外の単身世帯——ごとに行い、それを足し合わせている。さらにいえば、高齢者以外の単身世帯については、トータルの年間収入額は統計から得られるものの、その内訳項目である事業収入のデータが開示されておらず、そのままでは推計ができない。そのため、年間収入に占める事業収入の割合が、高齢者以外の単身世帯と二人以上の世帯とで等しいと仮定し、二人以上の世帯における事業収入の割合を用いて、「高齢者以外の単身世帯」の1世帯当たり事業収入（農林漁業含む）を推計した（注17）。

## C. 課税最低限以下の所得（分母）

### a. 還付申告者のうち納税義務者の人数の算出

上記でも使用した『市町村税課税状況等の調』から、事業所得者（営業所得者および農業所得者）のうち、所得税の納税義務者の人数が把握できる（約208万人）。他方、『統計年報』から、事業所得者のうちの申告納税者、および、還付申告人、それぞれの人数が把握できる。申告納税者はすべて納税義務者と考えられるので、所得税の納税義務者の人数（約208万人）から申告納税者の人数（約163万人）を差し引くことによって、還付申告者（約83万人）のうち納税義務を有するものの人数が求められる（約45万人）。

### b. 課税最低限水準の設定

①で求めた還付申告者のうち納税義務を有するものの人数と『統計年報』に納められている還付申告者の所得階級別人員数のデータとを照らし合わせ、上位の所得階級に属する人から順に納税義務者に割り当てていくことで、いずれの所得階級区分に課税最低限ラインがあるかについて一定程度推測することができる。これが100万～150万円であり（図表5）、青色申告特別控除の存在を考慮し課税最低限ラインは150万円とみなした（注18）。

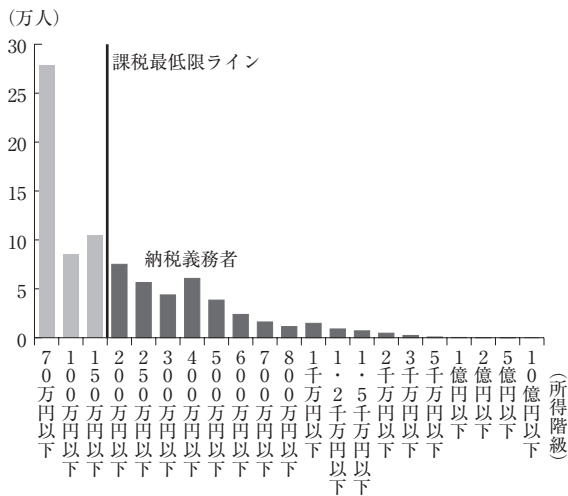
### c. 課税最低限水準以下の所得の推計

最後に、総務省『就業構造基本調査（2012年、注19）』に所得階級別にみた自営業主数のデータが納められているので、150万円以下の各所得階級において、中位所得と自営業主数（除く内職者数）を乗じ、それらを合計して課税最低限以下の所得金額を求めた。これが約1.7兆円である。

以上が推計方法であり、その結果をまとめたものが図表6である。「実際の課税対象所得」は、約8.8

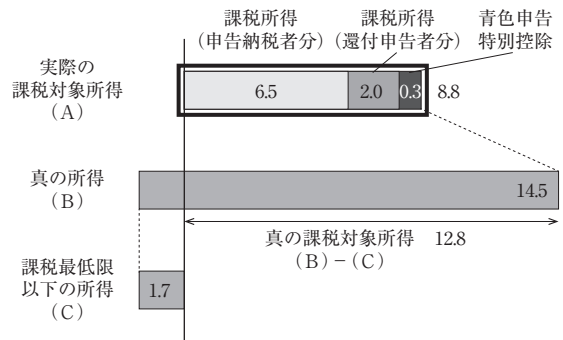


(図表5) 所得階級別の還付申告者数(事業所得者)



(資料) 国税庁「国税庁統計年報(平成26年度版)」

(図表6) 三つの事業所得の推計値



(資料) 国税庁「国税庁統計年報(2014)」 「申告所得税標本調査(2014)」、総務省「市町村税課税状況等の調(2015)」 「全国消費実態調査(2014)」 「就業構造基本調査(2012)」、参議院予算委員会調査室「財政関係資料集」をもとに日本総合研究所推計

兆円であり、「真の所得」が約14.5兆円、「課税最低限以下の所得」が1.7兆円である。

これらの結果から、真の課税対象所得は約12.8兆円(14.5-1.7)となり、事業所得の捕捉率は、8.8兆円を12.8兆円で除し、約69%となる(注20)。なお、還付申告者の課税対象所得(c+j)は約2.0兆円と、捕捉率のうち約16%に相当する。単純にこの数字をあてはめることはできないものの、これが先行研究における捕捉率の過少分に相当する。

## (2) 脱漏所得の推計

前節の推計結果は、『全国消費実態調査』における事業収入(農林漁業も含む)を真の所得とみなした場合のものである。しかし、「税務統計では真の所得が捕捉されていないとしても、全消調査のような家計収支統計では真の所得が捕捉されている」と考える(前節ではそうした仮定に立っている)のはナイーブといえよう(注21)。家計収支統計も真の所得を表していない場合、69%という捕捉率は過大に推定されていることになる。では、それを定量的に把握することはできるのだろうか。

脱漏所得にアプローチするための一つの手法として世帯主の就業形態別の家計収支統計の正確性における差に着目した実証分析がある。勤労者世帯と事業者世帯それぞれにおける可処分所得と食料支出という2種類のデータが手元にあるとする。(1)就業形態にかかわらず可処分所得に占める食料支出の割合は不変、(2)家計収支統計における勤労者世帯のデータはすべて正確であり、他方、事業者世帯のデータは食料支出のみ正確であるとする。すなわち、事業者世帯は、家計収支統計の調査票に、所得は過少に、食料支出は正直に答えると想定するのである。すると、勤労者世帯における食料支出の割合、および事業者世帯の食料支出から事業者世帯の真の可処分所得を導くことができる。

家計収支統計に基づくこのような研究は、Pissarides&Weber [1982] が嚆矢とされ、諸外国においては少なからず研究蓄積がある(図表7)。推計結果をみると、自営業所得あるいは自営業世帯の所得は相当な規模で過少申告されていることを示唆するものが多い(注22)。



(図表7) 諸外国における所得の過少記入に関する推計結果

推計者	対象国	対象年	推計内容・結果	
Pissarides&Weber [1989]	イギリス	1982	自営業所得	約36%過少
Lyssiotou, Pashardes and Stengos [2004]	イギリス	1993	自営業所得	〈ブルーカラー〉約54%過少 〈ホワイトカラー〉約40%過少
Engström&Holmlund [2006]	スウェーデン	1991~2001、2003、2004	自営業所得	約35%過少
Hurst, Li and Pugsley [2014]	アメリカ	①1980~2003 ②1980~97 (88、89年除く)	自営業世帯の所得	約25%過少

(資料) 各論文をもとに日本総合研究所作成

もっとも、わが国においてこうした推計を行った研究は見当たらない。そこで、試みとして、わが国においても同様の分析をおこなった。利用統計は、前節で「真の所得」を推計する際にも用いた総務省『全国消費実態調査』(2014年)であり、データとしては、二人以上の世帯における都道府県別、世帯主の就業形態別の年間収入額と食料支出額などである。推計にあたり、上記の例とほぼ同様の仮定、すなわち、(1) 就業形態にかかわらず年間収入に対する食料支出の弾性値は不変(注23)、(2) 家計調査における勤労者世帯のデータはすべて正確であり、事業者世帯のデータは食料支出のみ正確、という仮定を置いた。

ただし、先行研究と異なるのは、所得データとして可処分所得ではなく年間収入を用いたことである。これは、可処分所得に関する調査は勤労者世帯ではなされるものの、事業者世帯ではそうっておらず、データが得られないためである。なお、他にも支出項目があるなかで食料支出を選んだのは、購入頻度が高いこと、事業経費に計上される可能性が低いこと、回答を偽ることが想定しにくいことなどから、データの正確性がより担保されやすいと考えられるためである。これは先行研究と同様である。

推計の方法としては、食料支出額を被説明変数、年間収入額、世帯人員数、世帯主の年齢などを説明変数、さらに個人営業世帯、農林漁業、無職を除いたその他世帯の3種類の世帯に事業者世帯ダミーを入れて、最小二乗法による回帰分析をおこなった。

結果は図表8に示した通りである。まず、事業者世帯のダミー変数の係数に注目すると、係数が有意にプラスになっている。この直接的な解釈は、事業者世帯では、勤労者世帯に比べ、年間収入に占める食料支出の割合が高いということである。しかし、食料支出の割合は世帯主の就業形態によらず等しいと仮定しているため、事業者世帯の食料支出が相対的に多いのは、事業者世帯がその分年収を少なく回答しているためと考えることができる。

次に、食料支出の弾性値や事業者世帯ダミー変数の係数に注目すると、年収が過少に記入されている程度は約14%であることが示唆される(注24)。年収には不動産収入や社会保障給付をはじめ、事業収入以外の収入も含まれており、事業収入のみが過少に記入されているとはいえないものの、仮に事業収入のみが過少に記入されていたと

(図表8) 所得の過少記入に関する推計結果

被説明変数：食料支出 (対数)		
	係数	標準誤差
説明変数：		
年間収入 (対数)	0.367***	0.015
世帯人員	0.041**	0.018
世帯主年齢	0.033**	0.013
世帯主年齢の2乗	0.000***	0.000
事業者世帯ダミー	0.055**	0.026
無職世帯ダミー	0.321***	0.041
切片	6.948***	0.451
自由度修正済決定係数		0.941
標本数		282

(資料) 総務省「全国消費実態調査」(2014年)をもとに日本総合研究所推計

(注1) ダミーとして他に都道府県ダミーを入れた。

(注2) 標準誤差はホワイトの標準誤差。

(注3) 世帯数をウェイトとして使用した。

---

すれば、世帯の年間収入に占める事業収入の割合が約28%なので、事業所得は約50%過少に記入されていることになる。

過少記入の水準については幅を持ってしておく必要があるものの、上記の推計結果は、統計の表面上のデータでは真の所得が把握しきれない可能性があることを示唆するものである。その場合、事業所得の捕捉率は69%より低くなる。

### (3) 考察と留意点

では、前章で推計した事業所得の捕捉率に関する結果は、先行研究の結果と比較して、どのように評価できるのだろうか。

本稿の捕捉率の推計は、営業所得と農業所得を合算した事業所得を対象としていること、真の所得としてSNAの混合所得のかわりに『全国消費実態調査』の事業収入を用いていることなどから、これまでの先行研究との単純な比較は難しいものの、69%（2014年）という結果は、石 [1981] や林 [1995]、荒井 [2007] などほとんどの先行研究の結果とほぼ同様の水準とみることができる。一方、大田ほか [2003] における最新の結果（94.7%、97年）を大きく下回る。

ただし、この数字は、真の所得が統計データにすべて表れているとした場合の捕捉率、いわば捕捉率の上限値であり、統計データでは把握できない脱漏所得が存在した場合は、先行研究と比較して低めの数値になる可能性もある。

こうした結果は、わが国では給与所得と事業所得との間の公平性が著しく損なわれていることを強く示唆するものといえよう。本稿では給与所得の捕捉率については推計しなかったものの、給与の支払額は会社によって税務当局に報告される仕組みになっていることを踏まえると、給与所得の捕捉率は事業所得の上限値である69%を大幅に上回ることは間違いない。

最後に、今回の推計における留意点などを三つ挙げよう。

一つ目は、課税最低限以下の所得に、副業者の事業所得が考慮されていないことである。本稿では、先行研究と同様、課税最低限以下の所得を推計するにあたって、『就業構造基本調査』における事業主の所得階級別人員数のデータを利用したが、これは自らを事業主と考えている人を対象としたものであり、事業を副業として営んでいる人の事業所得が含まれていない。つまり、副業者の課税最低限以下の事業所得が考慮されていない分、捕捉率は過少になっている。

二つ目は、真の所得として用いた『全国消費実態調査』の事業収入（農林漁業含む）に家族従業員の給与が含まれている可能性が否定できないことである。『全国消費実態調査』における「事業収入」の定義は、売上高から人件費をはじめとする経営上の諸経費を差し引いた営業純益であり、その人件費に家族従業員の給与が含まれるとみなしたが、家族従業員の給与が「事業収入」に含まれている可能性も完全には排除できない。この場合、捕捉率は過少に推計されていることになる。

三つ目は、脱漏所得の推計に関して更なる分析が求められることである。本稿では、統計の制約上、所得データとして、消費動向との関連性がより高いと考えられる可処分所得ではなく年間収入を用いたほか、単年度のクロスセクションデータでの分析を行ったが、諸外国の先行研究では、可処分所得を用いるとともに個票を用いた複数年のデータでの分析が主流となっており、今後、わが国でもそういった

研究が必要である。

- (注11) 正確には「実際の課税対象事業所得」「真の事業所得」「課税最低限以下の事業所得」だが、この節では便宜上このように記す。
- (注12) 2015年版を利用したのは、地方税である住民税は前年所得をベースに課税されるためである。
- (注13) 事業所得者のうち、申告納税した人が有するその他所得 (b) は『申告所得税標本調査』より約0.29兆円と把握できる。その他所得者のうち、申告納税した人が有する事業所得 (h) についても同様に『申告所得税標本調査』より約0.10兆円とわかる。ただし、これらは損失額と相殺された金額であり、本来はそこに損失額分を加える必要があるが、(b) に関しては統計からそうした損失分が僅かであると推測されるため、調整を行わなかった。(h) については『統計年報』より損失分が約0.15兆円と把握できるので、それを加算すると、(h) の金額は約0.25兆円 (0.10+0.15) となる。(c) (d) (j) については詳細を割愛するが、申告納税者の事業所得とその他の所得の金額比率や還付申告者のうち納税義務がある人の所得と納税義務のない人の所得の金額比率などをもとに推計した。
- (注14) 青色申告とは、複式簿記等の方法に基づいて帳簿を記載し、申告することである。対象者は事業所得者、不動産所得者などで、税務署から青色申告の承認を得ることで税務上の様々な特典を受けられるようになる。青色申告特別控除はその特典の1つで、所得金額から最高65万円または10万円を控除できるという制度である。
- (注15) 青色申告特別控除による控除額は推計によった。具体的には、財務省から青色申告特別控除による減収額の試算値 (1,120億円程度、2014年度) が公表されているので、まず、全体の減収額のうち、事業所得者のみが受ける分を算出し、次に、その減収額を別途推計した実効税率で除した。
- (注16) 全国消費実態調査は、家計が調査票に直接記入・回答する形式の調査であるため、正確性が担保しにくいという問題がある。また、年間収入の調査対象期間は2013年12月～2014年11月であり、厳密には2014年の数字とはいえない。
- (注17) より正確には、勤労者世帯、非勤労者世帯を分けて推計している。
- (注18) 100万円～150万円の所得階級間で還付申告者が均一に分布しているとすれば、課税最低限ライン (青色申告特別控除をはじめとする諸控除が控除されたベース) は100万円にかなり近いところにあると考えられるが、会計検査院『平成19年度決算検査報告』における「租税特別措置 (青色申告特別控除) 等の適用状況」なども参考にし、150万円に設定した。
- なお、石 [1981] や林 [1995]、大田ほか [2003] では、基本的に、事業所得者のモデル世帯を仮定し、青色申告者、白色申告者ごとに基礎控除、扶養控除、青色申告特別控除などの各種控除額を積み上げることで課税最低限ラインを求めている。ただし、こうした方法は、納税義務のない人に関する世帯人員数や控除額のデータがほとんど得られないなか、標準世帯の控除額を用いるなど強い仮定を置いたものにならざるを得ないため、こうした手法は採らなかった。
- (注19) 5年おきに行われる就業構造基本調査では2014年の調査は行われていないため、直近データを用いた。
- (注20) なお、2章の注釈に書いたように、大田ほか [2003] や荒井 [2007] では別の考え方で捕捉率を算出しており、それらに倣うと捕捉率は約72% ( $8.8 + 1.7 / 14.5$ ) になる。
- また、SNAの混合所得 (約13.1兆円、2014年) を真の所得として用いた場合、捕捉率は約77%になる。
- (注21) これはSNAを含めた統計全般に関して少なからず当てはまることであろう。
- (注22) ただし、こうした結果は、推計内容に加え、税務行政や税体系、国民性など対象国特有の事情に大きく左右される性格のものであるため、数値だけを単純に比較するのは適当ではない。
- (注23) 弾性値とは、年間収入が1%増えたときに食料支出が何%増えるかを示す数値。
- (注24) 年間収入の係数を $\beta$ 、無職世帯ダミーの係数を $\gamma$ とすると、 $1 - \exp(-\gamma/\beta)$  で求められる。

#### 4. おわりに

所得の捕捉率に格差が存在することは、それ自体、いかなる理由があっても正当化することは難しい。たしかに、捕捉率向上にさらなる費用をかけても、それに見合うだけの税収は得られないかもしれない。さらに、全就業者に占める給与所得者の割合が高まる一方、自営業者の割合は低下傾向が続いていることから、わが国全体で捉えた場合には所得捕捉率は上がっているかもしれない。

もっとも、それらは捕捉率の格差が許容される理由にはなり得ない。捕捉率を高め、より公平な社会を築いていくことは国民の社会や他者に対する信頼感を高めるという意味で貨幣では計りきれない価値がある。こうした認識から、捕捉率の格差是正に向けた以下の三つの取組みが求められよう。

第1に、政府自らが捕捉率の調査を行い、その実態を公にすることである。本稿では統計をもとに事

---

業所得の捕捉率を推計したが、作成目的が異なる統計を利用した手法には限界もある。本来、クロヨンのような問題に関しては、所得情報という秘匿性の高い情報を保持している政府こそが最も調査しやすい立場にあり、事実、アメリカやスウェーデンなどでは政府自らがこうした問題の実態を公表している。

所得捕捉率のような情報は、税制の在り方を議論・検討するうえで重要な材料になる。昨年来、政府税制調査会では個人課税の在り方が議論されており、配偶者控除や給与所得控除の見直しなどが重要な論点に挙げられているが、所得捕捉率を明らかにすることは、こうした議論のベースとなろう。さらに、政府がこうした情報を詳らかにする姿勢を示すことが国民の政府に対する信頼を高めることにもつながろう。

第2に、個人が保有する「資産」に関しても、正確に把握できる環境を整備していくことである。これは資産を把握することがフローの所得金額を推測するうえでの有益な情報となりうると考えられるためである。2018年以降、銀行口座へのマイナンバー付番が任意で開始される予定だが、この義務化を行うとともに、不動産と所有者のマイナンバーを紐づけることも検討すべきだろう。

第3に、税務行政の強化・見直しを図ることである。現状、経済取引の国際化や連結法人の増加などに伴う業務の複雑化、職員数の減少などを背景に、税務調査の頻度は低水準で推移している（注25）。仮に人員や予算などが税務調査のボトルネックになっているとすれば、相応のコストを割く、あるいは、現在、国税・地方税・社会保険料ごとに分散している徴収・執行業務を集約化することについても検討を進めていくべきである。

（注25）例えば、個人実調率（実地調査の件数を申告納税者数で除して求められる）は1.1%（2014年）であり、趨勢的に低下している。中原〔2016〕を参照。

（2016. 4. 5）

## 参考文献

- [1] 荒井晴仁 [2006]. 「法人成りと国民経済計算—国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について—」『レファレンス』平成18年9月号 ([http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200609\\_668/066802.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200609_668/066802.pdf))
- [2] 荒井晴仁 [2007]. 「国民経済計算を用いた所得捕捉率推計の問題点—自営業所得の捕捉率を中心に—」『レファレンス』平成19年4月号 ([http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200704\\_675/067501.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200704_675/067501.pdf))
- [3] 石弘光 [1981]. 「課税所得捕捉率の業種間格差—クロヨンの一つの推計」『季刊現代経済』spring 1981
- [4] 大田弘子、坪内浩、辻健彦 [2003]. 「所得税における水平的公平性について」内閣府景気判断・政策分析ディスカッションペーパー (<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/menu.html>)
- [5] 奥野正寛、小西秀樹、竹内恵行、照山博司、吉川洋 [1990]. 「不公平税制」現代経済研究グループ



- ブ編『日本の政治経済システム』日本経済新聞社
- [6] 会計検査院 [2008]. 『平成19年度決算検査報告』 (<http://report.jbaudit.go.jp/org/h19/2007-h19-1157-0.htm>)
- [7] 経済産業省経済産業政策局企業行動課編 [2001]. 『日本新生のための税制改革戦略』 経済産業調査会
- [8] 小西砂千夫 [1997]. 『日本の税制改革—最適課税論によるアプローチ』 有斐閣
- [9] 中原広 [2016]. 「税務行政の現状と課題」『租税研究』 2016年3月
- [10] 西沢和彦 [2005]. 「所得捕捉率推計の問題と今後の課題—90年代以降格差大幅縮小との判断は早計—」 JRI news release (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/2754.pdf>)
- [11] 西沢和彦 [2011]. 『税と社会保障の抜本改革』 日本経済新聞出版社
- [12] 林宏昭 [1995]. 『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分』 日本評論社
- [13] 本間正明・井堀利宏・跡田直澄・村山淳喜 [1984]. 「所得税負担の業種間格差の実態—ミクロ的アプローチ—」『季刊現代経済』 autumn 1984
- [14] 矢澤富太郎 [1987]. 『地下経済と税務行政』 中央経済社
- [15] Engström, Per and Holmlund, Bertil [2009]. “Tax evasion and self-employment in a high-tax country: evidence from Sweden”, *Applied Economics*, vol. 41, pp.2419-2430.
- [16] Engström, Per&Hagen, Johannes [2015]. “Income underreporting among the self-employed: a permanent income approach”, Working Paper 2015:2, Uppsala Center for Fiscal Studies.
- [17] Hurst, Erik, Li, Geng and Pugsley, Benjamin [2014]. “Are household surveys like tax forms? Evidence from income underreporting of the self-employed”, *The Review of Economics and Statistics*, vol.96, pp.19-33.
- [18] Lyssiotou, Panayiota, Pashardes, Panos and Stengos, Thanasis [2004]. “Estimates of the black economy based on consumer demand approaches”, *The Economic Journal*, vol.114, pp.662-640.
- [19] Pissarides, Christopher and Weber, Guglielmo [1989]. “An expenditure-based estimate of Britain’s black economy”, *Journal of Public Economics*, vol.39, pp.17-32.